

改正育児・介護休業法等説明会



厚生労働省 熊本労働局雇用環境・均等室

【事業主の皆様】

令和4年4月1日から、改正育児・介護休業法が順次施行されます。

改正により、男女とも仕事と育児を両立できるよう、産後パパ休暇制度（出生時育児休業制度）が創設される他、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備や、妊娠・出産（本人または配偶者）する労働者に対する制度の個別周知・意向確認等が事業主の皆様には義務付けられます。

また、令和4年4月1日からは、改正労働施策総合推進法による職場におけるパワーハラスメント防止措置義務が中小事業主に対しても全面施行され、同施行日に、改正女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が常時101人以上の労働者を雇用する企業に拡大され、行動計画策定・届出が必要となります。

このため、法改正の内容に関する説明会を下記のとおり開催いたしますので、是非ご参加をお願いいたします。なお、説明内容につきましては、1月5日から熊本労働局YouTubeチャンネルでご覧いただけます。

◇説明会の内容◇

(1) 改正育児・介護休業法の概要について（両立支援等助成金含む）

～改正育児・介護休業法に沿った就業規則の整備等について～

(2) 職場におけるパワーハラスメント防止対策について

(3) 改正女性活躍推進法に基づく行動計画策定・届出について（助成金含む）

質疑・応答

☆ 主催 厚生労働省熊本労働局 熊本県
☆ 対象者 事業主、人事労務担当者、労働者 等

	熊本会場	全県
日時	令和4年1月27日(木) 13:15～15:30	令和4年2月4日(金) 13:15～15:30
会場	はあもにい メインホール ○熊本市中央区黒髪3丁目3-10 ○Tel.:096-345-2550	オンライン 合同庁舎A館10F大会議室 ○熊本市西区春日町2丁目10-1 ○Tel.:096-352-3865
定員	120名	オンライン:50名 大会議室:15名

育児・介護休業法 改正のポイント

●令和4年4月1日施行

- ・育児休業を取得しやすい雇用環境の整備（研修の実施や相談体制の整備等）
- ・妊娠・出産（本人または配偶者）の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置
- ・有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

●令和4年10月1日施行

- ・産後パパ育休（出生時育児休業）の創設
- ・育児休業の分割取得

●令和5年4月1日施行

- ・育児休業取得状況の公表義務化（従業員数1,000人超企業）

***出席については、裏面申込書によりお申込みください**

説明会参加申込書(熊本労働局雇用環境・均等室あて)

FAX 096-352-3876

① はあもにい メインホール
1月27日(木)13:15

② オンライン
2月4日(金)13:15

③ 合同庁舎A館10F大会議室
2月4日(金)13:15

✓参加日にチェックをお願いします。必ずご記載下さい。

企業名	
所在地	
電話番号	
担当者名	
メールアドレス (必ず記入)	
質問したい事項 (あれば記入)	
アンケート	テレワークの導入を <input type="checkbox"/> 希望している <input type="checkbox"/> 希望していない <input type="checkbox"/> すでに導入済み <input type="checkbox"/> 導入支援を受けたい <input type="checkbox"/> テレワーク導入事例として役立ててほしい

申込は先着順に受け付け、各日の定員になり次第終了します。
 申込前に、申込状況を熊本労働局ホームページにてご確認ください。

※お申込みの際に提供いただいた個人情報は、本説明会の管理のみに使用し、用済み後速やかに廃棄します。

熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階
 電話096(352)3865 FAX096(352)3876

熊本労働局雇用環境・均等室